

議案第4号

文化財の県指定等について

文化財の県指定等について、別紙のとおり提出します。

平成21年8月18日

鳥取県教育委員会教育長 中 永 廣 樹

【県指定保護文化財の指定】

平成21年7月31日開催の鳥取県文化財保護審議会で、指定することについて答申された下記文化財について、鳥取県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づき、鳥取県指定保護文化財に指定する。

名 称	所在地
上淀廃寺跡出土壁画・塑像 附瓦・土器類	米子市



菩薩頭部



神将上半部



塑像（左：天部または女性供養者 中：面部 右：神将・面部）

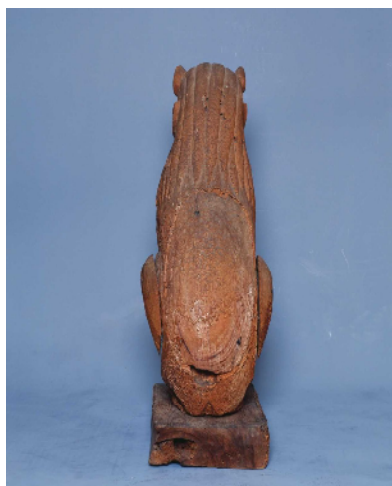
【県指定保護文化財の指定】

平成21年7月31日開催の鳥取県文化財保護審議会で、指定することについて答申された下記文化財について、鳥取県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づき、鳥取県指定保護文化財に指定する。

名 称	所在地
木造狛犬（阿形）	三朝町



正 面

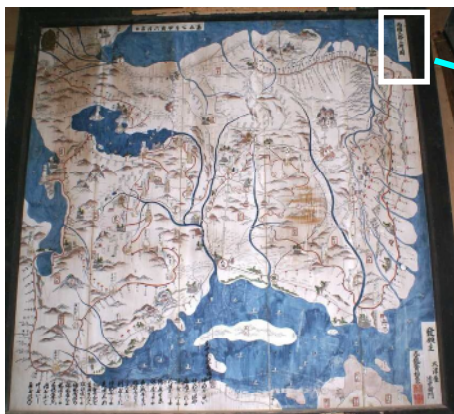


背 面

【県指定有形民俗文化財の内容変更】

昭和45年に追加指定された「長谷寺の絵馬群」について、名称が実際のものとは異なっているものがあることが判明したため、下記のとおり内容を変更する。

鳥取県指定有形民俗文化財	変更事項	変更前	変更後
長谷寺の絵馬群 (倉吉市)	内容	一 <u>四国</u> 三拾三所図 嘉永七年銘 一枚	一 <u>西国</u> 三拾三所図 嘉永七年銘 一枚



西国三拾三所図 嘉永七年銘

鳥取県教育委員会

委員長 山田修平 様

県指定保護文化財の指定について

鳥取県指定保護文化財として下記のとおり指定することについて、
鳥取県文化財保護審議会条例第2条の規定により答申します。

平成21年7月31日

鳥取県文化財保護審議会

会長 長石 肇



記

【指定】

保護文化財「上淀廃寺跡出土壁画・塑像 附瓦・土器類」(米子市)

鳥取県教育委員会

委員長 山田修平 様

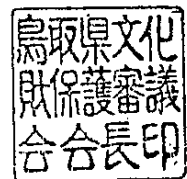
県指定保護文化財の指定について

鳥取県指定保護文化財として下記のとおり指定することについて、
鳥取県文化財保護審議会条例第2条の規定により答申します。

平成21年7月31日

鳥取県文化財保護審議会

会長 長石 肇



記

【指定】

保護文化財「木造狛犬（阿形）」（東伯郡三朝町）

鳥取県教育委員会

委員長 山田修平 様

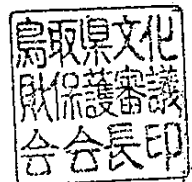
県指定有形民俗文化財の内容変更について

鳥取県指定有形民俗文化財の内容を下記のとおり変更することについて建議します。

平成21年7月31日

鳥取県文化財保護審議会

会長 長石 肇



記

鳥取県指定有形民俗文化財	変更事項	変更前	変更後
長谷寺の絵馬群	内容	一 <u>四国</u> 三拾三所図 嘉永七年銘 一枚	一 <u>西国</u> 三拾三所図 嘉永七年銘 一枚